

米山記念奨学部門危機管理マニュアル

同、マニュアルは現在慎重に審議し作成中である。依って下記の部門規則を今回の研修会及び米山部門活動の危機管理規定とする。運営側、参加者に限らず関係者は規定遵守いただくよう切に願うものである。

□目的

2720地区米山記念奨学会が、今後永年にわたり継続し安定した活動ができるようにする為に、リスクマネジメントして規定を設けることを目的とする。但し、国際ロータリー・地区危機管理委員会が改正等を行った場合はそれに準ずるものとする。

部門規則

1. セミナー・研修会等米山活動に関係するすべての会において奨学生は会の終了後自宅または目的地に到着後1時間以内にカウンセラーまたは地区委員に無事到着の報告を義務とする。
2. 上、報告を受け異常を感じた場合は報告を受けたものは地区部門長に直ちに連絡を入れるものとする。報告を受けた部門長は1時間以内に地区危機管理委員会に報告をするものとする。
3. 当該活動によりハラスメント事案が発生した場合または 発生の予測ができる場合は直ちに地区委員に報告するものとする。報告を受けたものは状況を把握し部門長に1時間以内に連絡するものとする。地区部門長は連絡を受けたのち解決の手段を考えながら地区危機管理委員会に連絡をするものとする。
4. 双方に信頼関係を確認できない場合、一定の距離を保ち信頼関係を深めるべきである。問題があるときは個人で対処せず必ず他委員または部門長に相談をして行動することとする。
5. 活動起点または熊本県 大分県に災害が発生もしくは起ころうとしていると感じた場合はただちに部門長に連絡をする。部門長は地区危機管理委員会に連絡するものとしすべての活動を止める事を行う。

例 震度5以上 風速25M以上の台風または荒天 すべての警報のレベル4

テロ・感染症・他の緊急事態 公的信用機関からの情報レベル4 特別指示

6. 奨学生は返信が必要な連絡に対して24時間以内に返信するものとする。
例 安否確認 奨学生グループラインでのすべての連絡 発信者が返信を要求した場合に限る。
7. 奨学生はロータリー活動 または懇親会・食事会・準ずる会においてハラスメントを感じた場合 またはハラスメントに発展することを感じた場合 部門長に連絡をするものとする。また万一部門長からそれを感じた場合 副部門長に連絡をすること いずれも危機管理委員会に24時間以内に連絡報告をするものとする。

上、危機管理規定は規則のもと問題を未然に防ぐ またはその可能性をなくすことが本意である。気にするあまり他人行儀になってしまうことを懸念します。ロータリアンまたは選抜された米山奨学生がお互い思いやりを持ち相手のことを受け入れ理解し共にロータリーにおいて研鑽し向上する規定ととらえていただき遵守する中で信頼関係を構築されることを切に願うものである。